

市場区分の変更申請者に係る各種説明資料の記載項目変更箇所

市場区分の変更申請者に係る各種説明資料の記載項目（2026年3月25日改訂版）について、旧「記載項目」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
1	<p>2. 経営管理体制等について (略) (4) ~ (21) (「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じとしますが、2.(6)のうち「<u>役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況</u>」は、「各種説明資料」では、記載を省略できます。)</p>	<p>2. 経営管理体制等について (略) (4) ~ (21) (「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じ。)</p>
2	<p>最終更新日 <u>2026年3月25日</u> 適用対象 <u>2026年4月以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用</u></p>	<p>最終更新日 <u>2023年3月10日</u> 適用対象 <u>2023年3月13日以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用 (ただし、2023年3月中に申請する会社は、申請後に差分のみ別途提出も可)</u></p>

以上